

現 場 説 明 書

前橋市〇〇〇部〇〇〇〇課

1 工事名 □□□□□□□工事

2 工事場所 前橋市△△△△△△△番〇

3 契約に関する事項

- | | | |
|--------------|----|----|
| (1) 仮契約の有無 | ・無 | ・有 |
| (2) 前払金の有無 | ・無 | ・有 |
| (3) 中間前金払の有無 | ・無 | ・有 |

(中間前金払について：前金払ができる工事のうち、当初予定期が90日以上の場合、中間前金払ができる。この場合、部分払が設定された工事にあっては、契約締結時に「中間前金払」か「部分払」を選択することとし、以後の変更は認めない。ただし債務負担行為にあっては、中間前金払を選択した場合、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した際には、その年度の支払限度額の範囲内で部分払をするものとする。)

- | | | |
|-------------|----|----------------------------------|
| (4) 部分払金の有無 | ・無 | ・有 (回) |
| (5) 履行保証の有無 | ・無 | ・有 (金錢的・役務的) |
| (6) 近接工事の有無 | ・無 | ・有 (有の場合は下に工事名を記載)
(〇〇〇〇〇〇工事) |

(7) 現場検分

入札公告後、入札に参加しようとする者は必要に応じて現場検分を行うこと。

その結果、本工事施工に支障を来す恐れがあると思われる事項については、

「7 設計図書等に対する質問回答方法」のとおり、質疑応答を行うこと。

なお、現場検分を行う場合は、事前に工事担当課に電話連絡をすると共に、現場検分の際は、施設管理者の了解を得ること。

〇〇〇〇課 : 027-〇〇〇-〇〇〇〇

- | | | |
|-------------|------|--------------------|
| (8) 週休2日制現場 | ・対象外 | ・対象(発注者指定型・受注者希望型) |
|-------------|------|--------------------|
- ※週休2日制現場の詳細は別紙のとおり

(9) 工期

本工事は、フレックス工期対象工事である。工期及び工事開始期限日については下記のとおりとする。

工期 : 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

上記の期間内で、落札者が申し出た期間を契約工期とし、工事開始期限日の令和〇年〇月〇日までを工事始期日としなければならない。

4 施工に関する事項

(1) 施工期間等の指定

- ア 仮契約となる場合は、議会の議決後に工事着手すること。
- イ 騒音・振動を伴う作業等を行う場合は、事前に監督員と協議し、承認を受けること。
- ウ 指定日時又は期間等：(特に決まった休日、作業時間等がある場合に記載。
ない場合は無と記載)

(2) 進入路等の指定

- ・無
- ・有 (有の場合は参考場所等を記載)

(3) 仮囲いの範囲 (関連工事等で設置する場合を含む。)

- ・無
- ・有 (有の場合は参考図面等を記載)

(4) 地下埋設物等

- ・無
- ・有 (有の場合は参考図面等を記載)

(5) 建設発生土の処理

- | | | |
|----------|-------------------------------|--------|
| 本工事の設計条件 | ・場内利用 | ・場外搬出 |
| D I D 地区 | ・無 | ・有 |
| 運搬距離 | ・(| k m) |
| 処分条件 | ・無 | ・有 () |
| 処理地の指定場所 | ・(具体的な場所を記載する。) | |
| | ・建設発生土の搬出先については、上記のとおり | |
| | D I D 地区 (○)、運搬距離 (○. ○ k m)、 | |
| | 処分条件 (○) を想定しているが、詳細は受発 | |
| | 注者協議のうえ確定するものとする。 | |

(6) 建設リサイクル法の適用

- ・無
- ・有

特定建設資材 ()

※特定建設資材 (端材を含む) の処理は、産業廃棄物処理業の許可を受けている施設で適正に処理すること。なお、受け入れ先については受発注者協議により決定するものとする。

(7) アスベスト関係

- ・アスベストの有無に関する事前調査結果の報告義務　　・有　　・無
 - ・本工事におけるアスベストに関する貸与可能な参考資料
()
- (8) 関連工事　　・無　　・有 (有の場合は下に工事名を記載)
(○○○○○○工事 発注予定)
- (9) 現場代理人の兼任
- ・現場代理人の兼任については、「現場代理人の常駐義務緩和措置に関する取扱要領」によるものとする。
 - ・次の理由により、現場代理人の兼任を認めない。
理由 ()
 - ・経営業務の管理責任者（建設業法第七条第一項第一号に規定する者）、営業所技術者（建設業法第七条第一項第二号に規定する者）及び特定営業所技術者（建設業法第十五条第一項第二号に規定する者）は現場代理人を兼任することはできない。
- (10) 落札者は建設業法（昭和24年）法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約監理課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。

5 共通・一般事項

本工事に係る現場説明書、質問回答書、設計図、特記仕様書のほか、工事請負契約書、建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」の建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編の最新版並びに「建築解体工事共通仕様書」の最新版、国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事標準仕様書」の最新版（以下「標準仕様書各工事編」という。）、に示された事項等により、本工事を完成させるために必要な全てを工事範囲として施工する。

なお、「公共住宅建設工事共通仕様書」は、公営住宅に係る工事の場合に適用する。

(1) 主任技術者又は監理技術者の配置

ア 工事一件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）

以上の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。

イ 下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。

ウ 工場製作期間における監理技術者等の兼務

工場製作期間において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な

管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 監理技術者等の途中交代

適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合は交代を認めるものとし、これら以外の監理技術者等を交代できる特別な理由としては次に掲げる場合とする。

- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点など工程上の一定の区切りと認められる時点
- ・大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代を認めるものとする。また、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障をきたさないようにしなければならない。

オ 特例監理技術者等の配置

- ・本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、前橋市特例監理技術者等の配置に係る取扱要領によるものとする。
- ・本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ (CORINS) への登録を行うこと。

なお、この場合における技術者の変更は、工期途中での途中交代に該当しない。

(2) 関係機関への手続き

本工事施工に際し、必要とする諸手続き、仮設の電力・ガス・上下水道等の引込み・接続手続き、道路占用・道路使用許可申請手続き等の各手続きは一切受注者にて行ない、その費用は受注者の負担とする。

(3) 工事用電力等

本工事中に使用する工事用電力、動力、工事用水、給排水施設、通信施設及びガス等の使用料金は受注者の負担とする。ただし、各施設管理者、供給事業者等との協議を行ない、承認又は必要な許認可等を得た場合、あるいはその他特段の定めのある場合はこの限りでない。

(4) 安全管理

工事災害防止及び交通安全に努め、万全の対策を講じること。また、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に十分配慮すること。

(5) 試験及び検査

試験及び検査は前橋市「建築工事施工チェックシート」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針（上・下巻）、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針、建築改修工事監理指針（上・下巻）」の最新版及び「標準仕様書各工事編」並びに設計図書等に基づき実施すること。

なお、各種試験及び検査に必要とする費用は受注者の負担とする。

(6) 建設工事保険等

ア 本工事に係わる工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害を填補するため、建設工事保険（火災保険を含む。）に付すこと。（契約約款第58条第1項）

イ 建設工事保険に加入後、証券等の写しを直ちに工事担当課に提出すること。（契約約款第58条第2項）

ウ 賠償責任保険、法定外労災保険等に加入した場合は、証券等の写しを直ちに工事担当課に提出すること。（契約約款第58条第3項）

エ 上記のことについては、年間包括保険にすでに加入している場合も同様に提出すること。

オ 各保険に付す事項は、次の各項目の内容を含むものを原則とする。

- ・保険対象は、請負契約の対象となる工事全体とする。
- ・保険期間は、工事着手の日から工事目的物の引き渡しまでの期間（原則、契約工期に14日を加算した日以上とする。）とする。

注) 設備工事については、上記の「建設工事保険」を「組立保険又は建設工事保険」に読み替えるものとする。

カ 中小企業退職金共済法の規定による建設業退職金共済制度に加入することを原則とし、契約金額が1,000万円以上の建設工事については掛金収納書（発注者用）を契約締結の日から1か月以内に工事担当課に提出すること。また、本制度に関する履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表及び受払簿を提出しなければならない。

なお、本制度に加入しない場合は、理由書を工事担当課に提出すること。

(7) 市民の共有財産

本工事は公共事業であり、工事目的物は市民の共有財産となるため、設計図書に基づき適正な施工及び管理に努めること。

(8) 適正な工事管理及び工程管理

現場代理人は本工事の契約の的確な履行が確保できる者を配置すること。なお、

工事現場への常駐については、契約約款第10条第3項、及び、本市「現場代理人の常駐緩和措置に関する取扱要領」に基づくものとする。

主任技術者（監理技術者）は、この工事の適正な施工を確保するため、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者を配置すること。

施工中は、常に適切な工程管理を行い、契約工期を厳守すること。

(9) 近隣対応

本工事施工における近隣対策には十分配慮すること。

関係法令を遵守するとともに、騒音・振動・粉塵・資材等の落下・飛散・駐車・衛生等の迷惑がかからないように最善の対策を講じ、問題が発生した場合は、受注者が責任を持って対処し、その費用は受注者の負担とする。

(10) 地元産業の振興・育成

本工事は、公共事業であることから、地元産業の振興・育成のため、協力業者については、できる限り市内業者とすること。

また、使用材料及び製品についても、同様な趣旨から、できる限り市内産業のものを使用し、木材については、できる限り市産材又は県産材を利用すること。

(11) 施工体制の適正化及び下請負人（協力業者）の保護

元請・下請の適正な関係を図るため、関係法令及び「前橋市公契約基本条例」、「前橋市建設工事適正化指導要綱」の規定に基づき、施工体制の適正化及び下請負人の保護を図るとともに、次の点に留意すること。

ア 本工事の一部を下請に付す場合は、書面により適正に契約を締結すること。

イ 下請負代金の支払いは、発注者からの前払い金又は請負代金の受領後、できる限り短い期間内で下請負人に支払うこと。

ウ 本工事の契約後、工事着手までに施工状況報告書、施工体制台帳の写し、施工体系図の写し、及び請負代金額の明記された下請契約書の写しを工事担当課に提出し、現場においても写しを備え置くこと。

(12) 関連発注工事との協力体制の確立

工事の円滑な進捗を図るため、「4 施工に関する事項(8)」に記載の関連工事の受注者との協力体制を確立すること。なお、記載のない関連工事が発注された場合も同様とする。

(13) 産業廃棄物の処理と再利用

廃棄物の処理は資源の再利用を念頭に置き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」等関係法令に照らし、適法、かつ適正な処理・処分を行うこと。

また、廃棄物の受入先及び収集・運搬等について、事前に監督員に「委託契約書の写し」を提出して承認を受けること。

さらに処理の完了した廃棄物は、産業廃棄物管理票（E票）又は電子マニフェストによる受渡確認票を提示すると共に、「産業廃棄物処理報告書」に「積込・運搬状況、運搬経路、処分場と運搬車輌が同時に確認できる写真、処分場への搬入及び荷下ろしの状況写真等」を添付し、工事担当課に提出すること。

なお、「建設リサイクル法」に係る特定建設資材（端材を含む）の廃棄物の再資源化が完了したときは、「産業廃棄物処理報告書」に「再資源化等報告書」を添付し、工事担当課に提出すること。

(14) 石綿（アスベスト）の処理

石綿（アスベスト）の処理については、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設リサイクル法」、また、「石綿障害予防規則」等関係法令を遵守し、適法、かつ適正な処理・処分を行うこと。

特に次に掲げる事項について留意すること。

ア 石綿の有無に関する事前調査結果について、工事着手前に石綿事前調査結果報告システムにより報告を行うこと。また、報告にあたりGビズIDを取得していない場合は、事前に取得しておくこと。

イ 除去作業にあたっては、石綿作業主任者技能講習、又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者の中から、石綿作業主任者を選任し、必要な管理を行わせること。また、工事経歴書、及び資格証明書の写しを添付した書面を監督員に提出すること。

ウ 除去作業者には、石綿障害予防規則で定める事前教育を行うこと。また、除去作業者は、6ヶ月以内にアスベストについての健康診断（石綿障害予防規則第40条）を受診した者とすること。

(15) 工事実績の登録

受注者は、工事請負金額が500万円以上の工事を契約（変更契約により当該金額以上となった場合を含む。）したときは、事前に「登録のための確認のお願い」により監督員の確認を受け、工事実績情報を（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のコリンズに受注・変更・竣工・訂正について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、竣工時は工事完成検査時までに、訂正時は適宜、それぞれ登録しなければならない。また、竣工時の登録内容確認書の写しは、工事完成検査時までに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

(16) 建設副産物の実態調査（本センサス）

建設副産物の扱いの有無にかかわらず最終契約額100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（C O B R I S、以下「システム」という）の登

録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たって建設副産物に係る当該システムのデータ登録を行い、監督員に「実施書」を提示し「工事登録証明書」を提出しなければならない。

(17) 公共事業労務単価調査等への協力

本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合は、受注者は調査票等に必要事項を正確に記入するなど、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

(18) 足場について

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の

(2) 手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

(19) 建設発生土

前橋市外に建設発生土を100m³以上搬出する場合には、情報提供を必要とする搬出先市町村に情報提供（群馬県建設工事必携仕様書編）すること。

なお、情報提供後、その写しを監督員に提出すること。

(20) 工事関係書類の提出

工事関係書類は市規定の書式とし、工事との十分な整合を図って整理し、工事担当課に提出すること。

なお、本工事は電子納品の対象工事とし、電子納品を行う成果品は「前橋市電子納品ガイドライン（宮繕工事編）」に定めるところにより、監督員と協議のうえ決定すること。

(21) 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書の提出を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に提出すること。

(22) 契約不適合責任

引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときの措置は、契約約款第45条各項の規定による。

(23) 工事目的物の管理

工事完成検査から引き渡しまでの管理は、受注者が行うこと。

(24) 休日または、夜間作業の連絡

受注者は、設計図書に施工期間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に提出しなければならない。週休2日制現場対象工事（発注者指定型及び受注者希望型で希望

した場合)の週休日においては、振替日を記載し監督員の承認を得ること。

6 指導事項

- (1) 工事に着手する前に、工事敷地内の電気・通信・ガス・上下水道・有線放送等の敷設状況を調査するとともに、必要に応じて近隣の現況調査及びその記録を行い、作業に支障を来さないようにすること。
- (2) 工事に着手する前に、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を監督員に提出し、承認を受けること。
- (3) 工事を進めるに当たり、疑義を生じた場合は監督員と協議し、その指示、確認又は承認を受けること。
- (4) 使用資材、施工計画書、施工図等、監督員の承認が必要なものは、当該工事着手前に余裕をもって監督員に提出し、承認を受けること。
- (5) 工事記録写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」建築編・建築設備編に基づき撮影し、整備保存すること。
また、撮影した工事写真は常に工事進捗状況と整合を図り、写真帳に整備し、監督員より請求されたときは、提出又は提示すること。
なお、工事記録写真及び竣工写真は工事完成後、関係書類とともに速やかに提出すること。
- (6) 工事の施工に当っては、適切な現場管理を行うこと。
 - ア 工事敷地内は、常に整理整頓、清掃片づけ及び整地を行うとともに、適宜散水を行い、塵埃等で近隣に迷惑のかからないよう十分配慮すること。また、敷地周囲も適宜清掃片づけを行い、土砂等で汚染することができないようにすること。
 - イ 転落や落下事故の無いよう十分注意を行うとともに、災害防止のための適切な措置を講ずること。
 - ウ 工事敷地内での残材等の処分やたき火を行わないこと。
 - エ 施設管理者及び監督員との協議により、指定された場所以外は全面禁煙とする。
 - オ 現場状況等により作業を実施しない場合は監督員と協議し、その旨を掲示すること。
- (7) 低騒音型(超低騒音型)、低振動型及び低排ガス対策型の建設機械を使用することを原則とし、環境配慮に努めること。
- (8) ダンプトラック等による過積載の防止に努め、積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (9) 工事の施工に当り、暴力団等からの不当要求又は工事妨害を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届けるとともに、監督員に報告をすること。

7 設計図書等に対する質問回答方法

設計図書に対する質問回答方法について

「入札公告」によるものとする。

※「条件付き一般競争入札の場合

「入札公告」によるものとする。

※「条件付き一般競争入札」の場合

別 紙 現場説明書等における記載例

要領第5第1項(1)号【発注者指定型の場合】

- 1 本工事は、発注者が発注時に週休2日の取組を指定する「週休2日制現場（発注者指定型）」である。受注者は「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」のいずれかを選択し、工事着手前に監督員に工事打合書等で報告し、取組を行うものとする。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上の現場閉所を行っている状態をいう。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合

を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(5) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。

(6) 月単位とは、対象期間内の各暦上の月とする。

3 受注者は、工事着手前に、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「工事工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「工事工程表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「工事工程表」等を提出するものとする。

4 監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「工事工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出するものとする。

5 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「工事工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

6 「月単位の週休2日」を前提に②の補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、①による現場管理費の補正係数を乗じて現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、②による労務費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

① 完全週休2日（土日）適用工事 労務費 1. 0 2
現場管理費 1. 0 1

② 月単位の週休2日適用工事 労務費 1. 0 2

7 施設管理者の承諾を前提に週休2日制現場である旨を仮囲い等に明示する。

別 紙

要領第5第1項(2)号【受注者希望型の場合】

1 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組を希望する場合に実施する「週休2日制現場（受注者希望型）」である。

「完全週休2日（土日）」又「月単位の週休2日」の取組について、希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。なお、「完全週休2日（土日）」及び「月単位の週休2日」の取組を希望しない受注者は、3項及び4項に規定する義務を負わない。

《現場閉所の場合》

分離発注工事で「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（現場閉所）に取り組むには、分離発注工事である○○工事、○○工事の全ての受注者が「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（現場閉所）に取り組むことについて、合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（現場閉所）に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督員に工事打合せ書等で報告するものとする。

なお、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（現場閉所）に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は3項及び4項に規定する義務を負わない。

2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上の現場閉所を行っている状態をいう。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合

を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(5) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。

(6) 月単位とは、対象期間内の各暦上の月とする。

3 受注者は、工事着手前に、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「工事工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「工事工程表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「工事工程表」等を提出するものとする。

4 監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「工事工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出するものとする。

5 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「工事工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

6 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、①による労務費及び現場管理費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」を達成した場合は、②による労務費の補正係数を乗じて請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

① 完全週休2日（土日）適用工事 労務費 1. 0 2

現場管理費 1. 0 1

② 月単位の週休2日適用工事 労務費 1. 0 2

7 施設管理者の承諾を前提に週休2日制現場である旨を仮囲い等に明示する。